

受理年月日	令和3年6月22日	付託年月日	令和3年6月23日	所管委員会	教育こども委員会
番 号	<b>3 年 請 願 第 9 号</b>				
件 名	ゆめアール大橋跡地に児童館を設置することについて				
請 願 者	南区野間一丁目10-7 弁護士法人福岡南法律事務所 徳永 由華 外 1,992人 (R3.6.22)-5,822人 (R3.8.13)				
紹介議員	堀内[筆頭]、倉元、綿貫、山口(湧)、松尾、中山、荒木、森(あ)、高山				
分割付託	なし				
要 旨	<p>ゆめアール大橋跡地への児童館の設置を求め、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 福岡市南区大橋一丁目3番25号ないし27号に所在するゆめアール大橋、南区おおはし子どもプラザ等が閉鎖された後、同所跡地において、児童福祉法第40条に定める児童館を設置すること。</p>				
審 査 年 月 日	令和 年 月 日	結 果	委員会		
	令和 年 月 日		令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		本会議 令和 年 月 日		

2021（令和3）年6月22日

福岡市議会議長

阿部 真之助 様

請願者 住所 〒815-0041

福岡市南区野間1丁目10番7号

野間リッチハイツ2階

弁護士法人福岡南法律事務所

氏名 徳永由華

外 1992 人



## 請願の趣旨

ゆめアール大橋跡地に、児童館を設置して下さい。

## 請願事項

福岡市南区大橋1丁目3番25号ないし27号に所在する「ゆめアール大橋」「南区子どもプラザ」等が閉鎖された後、同所跡地において、児童福祉法第40条に定める児童館を設置して下さい。